

大阪広域環境施設組合達第1号

大阪広域環境施設組合事務専決規程（平成26年達第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年1月8日

大阪広域環境施設組合管理者 横山英幸

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (事務局長の専決事項) 第2条 事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。 〔(1)～(30) 略〕 <u>(30の2) 本組合後援名義の使用許可に関すること。</u> 〔(31)～(57) 略〕 | (事務局長の専決事項) 第2条 事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。 〔(1)～(30) 同左〕 〔新設〕 〔(31)～(57) 同左〕 |
| 備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

附 則

この改正規程は、令達の日から施行する。